

【 検 査 】

4 7 6 サイログロブリン（バセドウ病等）の算定について

《令和 7 年 3 月 3 1 日》
《令和 8 年 6 月 1 日更新》

○ 取扱い

- ① 次の傷病名に対するD008「17」サイログロブリンの算定は、原則として認められる。
 - (1) バセドウ病（初診時又は診断時）
 - (2) 慢性甲状腺炎・橋本病（初診時又は診断時）
 - (3) 亜急性甲状腺炎（初診時又は診断時）
 - (4) 無痛性甲状腺炎（初診時又は診断時）
 - (5) 急性化膿性甲状腺炎
 - (6) 甲状腺癌疑い
 - (7) 甲状腺癌（初診時又は診断時）
 - (8) 甲状腺癌（術後）
 - (9) 悪性甲状腺腫瘍（初診時又は診断時）
 - (10) 悪性甲状腺腫瘍（術後）
 - (11) 結節性甲状腺腫（初診時又は診断時）
- ② 次の傷病名に対するD008「17」サイログロブリンの算定は、原則として認められない。
 - (1) 甲状腺機能低下症（経過観察時（定期チェック））
 - (2) 甲状腺機能異常（経過観察時（定期チェック））

○ 取扱いを作成した根拠等

サイログロブリン(Tg)は、甲状腺濾胞細胞で合成され、甲状腺ホルモンを合成する際の基質母体となり、通常は不活性型の甲状腺ホルモンとヨウ素として甲状腺濾胞内に貯えられている。甲状腺の代謝亢進や甲状腺細胞の破壊を伴う病変など、さまざまな甲状腺疾患において上昇することから、甲状腺疾患の鑑別に有用である。

一方、甲状腺機能低下症などの経過観察時にはサイログロブリンの変動は少なく臨床的有用性は低い。

以上のことから、①の傷病名に対する当該検査の算定は、原則として認められ、②の傷病名に対する経過観察時の算定は、原則として認められないと判断した。